

大竹市監査公表第 2 0 号

令和 2 年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について、大竹市長から通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 4 年 8 月 2 日

大竹市監査委員 薬師寺 基 夫
大竹市監査委員 西 村 一 啓

別紙

令和２年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

令和２年度定期監査及び行政監査の結果（令和３年５月１１日付け大竹市監査公表第４号）に対する措置状況について、措置が完了していない指摘要望事項について継続して措置状況の報告を求めた結果、次のとおり措置が講じられました。

【共通指摘要望事項】

１ 内部統制に関すること

（６）ホームページによる情報発信の取組について

魅力あるホームページについては、「イベントカレンダー」等の内容充実とともに、最新情報が公開されているか所属長等による定期的なチェックの仕組みづくりが求められることを平成２８年度定期監査から継続して指摘してきたところであるが、現状においては、所属長等によるホームページ等の掲載データの総括管理が行われていないため、情報の掲載や更新が適切に行われていない。「イベントカレンダー」についても、依然として限られた部署の僅かなイベント情報が掲載されているのみで、市の魅力を積極的に発信していこうという方向性が伺えない状況である。

市長からは、「市民に対する情報発信が最新の内容であるか定期的に確認するよう全庁に適宜通知を発出して、適切に情報更新される仕組みとなるよう取り組む」旨の回答を得ているところであるが、市長の指示事項が方針として示されているにも関わらず、全部署にその指示が徹底されていない現状は、内部統制の観点から疑問を持たざるを得ない。

本市では、令和３年度から新たな「まちづくり基本構想」のもと、「第１期基本計画」において「広報紙による定期的な市政情報の発信と、ケーブルテレビやホームページ、ＳＮＳによる即時性の高い情報発信を効果的に行う」ことや「時代に合わせた新たな情報発信媒体の検討」などを取組の方針に掲げている。こうした情報発信の取組は、自分の住んでいるまちへの誇りや愛着に繋がるだけでなく、その価値や魅力の見せ方がまちの活性化のキーワードになるものとする。積極的な情報発信の実現に向けて、まずは全庁的にホームページ掲載内容の総点検を行うなど実態の検証に取り組まれない。

措置状況（令和３年６月１１日付け回答）

まずは全庁的な実態把握と検証をし、有効かつ効果的な対応策を検討のうえ実施したいと考えている。

また、市民により分かりやすく、しっかり伝わる広報・ホームページをめざし、職員に対しては、研修等を通して、市民目線での原稿・記事の作成・更新に努めるよう周知したい。

措置状況（フォローアップ調査令和4年2月15日付け再回答）

●総務部企画財政課

広報については、令和3年8月に職員研修を行い、ホームページについては令和4年3月に職員研修を行う予定。

また、各課かいからの情報発信が積極的に行えるよう、情報発信担当者の設置など、情報発信の方法などについて検討中。

なお、令和4年度からの組織変更により、情報発信を強化する体制を整備する。

措置状況（フォローアップ調査令和4年6月29日付け再々回答）

●総務部企画財政課

今年度ホームページのバージョンアップ作業にあわせて、ホームページの掲載内容点検を実施するため、各課かいでホームページの担当者を設置した。今後、ホームページ担当者を中心に各課でページの点検と整理を行うとともに、ホームページに関する研修を実施し、適切な情報発信ができるような仕組み作りに取り組む。

2 危機管理に関すること

（3）システムの管理・運用におけるブラックボックス化について

本市では現在、ファイルサーバーにより情報等が一体的に管理・運用されている。他方で土木課、都市計画課、上下水道局及び選挙管理委員会事務局においては、ネットワークハードディスクによる独自のデータ保存共有システムが構築されているところであるが、その一部に管理・運用面における不安定な実態（ハードディスクドライブの破損によりデータバックアップできない、無停電電源装置が一時期適切に機能しない等）が見受けられた。

各部局におけるデータ管理共有システムについては、成文化された管理・運用規程等が見受けられず、一部の管理担当者に依存している実態があった。現状において、システムの管理・運用面のブラックボックス化が懸念され、また、管理担当者の人事異動・退職等によりその安定性が損なわれることが危惧されるなど、組織としての情報管理に関わるリスクが潜在していると考えられる。

いわゆる業務の「属人化」から組織的に業務を遂行できる「標準化」に向けて、速やかに管理・運用体制の点検・整備に取り組まれない。

なお、ファイルサーバシステムとの管理・運用の一体化については、メリット・デメリットを比較検討しつつ、関係各課において将来を見据えた方向性から検討を始めることも考えられないか。

措置状況（令和3年6月11日付け回答）

各課において個別に記憶媒体を整備している実態については完全に把握しきれ
ていない部分もあるが、セキュリティーやデータ保護の観点から、サーバによる一
括管理が望ましいと考える。サーバの記録容量や担当課での使用実態等について聞
き取りを行いながら、運用方法を検討していく。

措置状況（フォローアップ調査令和4年2月15日付け再回答）

●総務部企画財政課

ファイルサーバによる一括管理が望ましいが、サーバの容量や予算的な制約も
あり、セキュリティーやデータ保護を担保しつつ運用可能な方法を検討中である。

●上下水道局

上下水道局では、独自で外付けのサーバを導入し、データを管理している。当
初は行っていたバックアップも、容量の問題から現在は行っていない状況である。

外付けのサーバには、データ化した図面が多く保存されているが、市のファ
イルサーバシステムの空き容量から推測するに、これらのデータを市のファイルサ
ーバシステムに保存することは難しいと考えている。また、既にあるファイルサ
ーバシステムを使わず、他の独自のサーバを使用しているのは、リスク分散のた
めでもある。

現時点では、指摘のとおり、システムを構築した職員が人事異動・退職すると、
不測の事態に対応できない状況である。今まで何事もなくシステムを運用でき
ていたこともあり、不測の事態について考慮しようとしていなかったことも事実で
あり、現在は、今後の対応について苦慮している状況である。

措置状況（フォローアップ調査令和4年6月29日付け再々回答）

●総務部企画財政課

今年度、各課において個別に整備している記憶媒体の実態を調査し、サーバ
の記録容量や使用実態を把握した上で、適正な管理・運用方法を検討する。

【個別指摘要望事項】

●総務部企画財政課

○広報広聴係

2 情報公開及び個人情報保護の総括に関すること

（1）情報公開コーナーにおける情報更新及び総括管理について

行政文書の積極的な公表に関する要綱第1条において、「大竹市情報公開条例第
28条の規定に基づき、情報公表施策及び情報提供施策の充実を図るため、市の保
有する行政文書に記録されている情報のうち市民に特に周知を図る必要があると
認められるものについて、条例に基づく開示請求によることなく積極的に公表し、
又は提供すること」とあり、情報公開コーナー及び市ホームページ掲載によること

とされている。また、「各所管において公表すべき行政文書を決定したときは、別紙『公表する行政文書に関する届出書』に当該写しを添えて企画財政課に提出しなければならない。」と規定されている。

情報公開コーナーに備付けの行政計画・資料等については、計画や情報が更新されていなかったり、過去の行政計画のまま放置されていたりするなど適切な管理がなされていない資料等が多く見受けられる。各課の任意によることなく、例えば公開情報の更新等の報告を求めるなど、現在の届け出と公開・更新の状況を総括的に管理することはできないか。

なお、同要綱第8条では、「市長は、毎年1回、情報の公表及び情報の提供の運用状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。」と規定されているが、ホームページでは開示請求（申し出）の件数のみの公表で、2年前以降は更新されていない。情報の公表と提供の運用状況に至っては公表されていないように見受けられる。

いずれもこのような状態が続けば市の情報開示の姿勢が問われかねないので、適切な対応を取られたい。

措置状況（令和3年6月11日付け回答）

情報公開コーナーに文書を公開するときは企画財政課に所定の様式を提出することになっているが、徹底されていない。各課に対し適宜適切な運用を行うよう通知する。

措置状況（フォローアップ調査令和4年2月15日付け再回答）

現在情報公開コーナーの文書について、リストを作成中である。年度内に各課に対し、情報公開コーナーの運用に関する通知を行う。

令和2年度の開示請求について、ホームページを更新した。

措置状況（フォローアップ調査令和4年6月29日付け再々回答）

情報公開コーナーの文書の適切な取り扱いに関し、今年度、運用について各課かに通知を行うとともに、総括的な管理について効果的な方法を検討する。

●建設部土木課

○管理係

1 道路、橋りょう、河川等の管理に関すること

（2）各種管理台帳等の電子システム化について

平成27年度に道路台帳写しの証明交付の事務取扱を定められ、これまで適切に運用されているものと考えるが、その後の道路台帳管理電子システムの導入に対応する事務マニュアルの見直しには未着手であった。

また、道路台帳管理電子システムの導入時のメリットとして、道路台帳図面を手

作業で検索して行われていた台帳写しの出力作業の省力化を見込んでいたが、現状では従前の手作業による証明書発行事務が継続されている。電子システム導入による事務の軽減を目的として予算を確保したのであれば、その投下資源に対する効果を得ようとしていないことになる。

市営外灯管理業務については、市内の設置状況と台帳登録内容が整合していない状況が一部に見受けられる。台帳管理業務における電子システム化に取り組むとともに、例えばリースによる一括のLED化も並行することによって、市営外灯の適正管理と電気代の省力化が一層進むものと考えられないか。管理部門における業務の効率化及び省力化に向けて、費用対効果の検討を行ったうえでの事務改善を促したい。

措置状況（令和3年6月11日付け回答）

道路台帳写しの証明交付に際して、システムの利用ができていないため、事務軽減の観点からもシステム出力することによる省力化を図る。

市営外灯管理業務について、電子化による費用対効果を考慮しながら電子システム化についても検討する。

措置状況（フォローアップ調査令和4年2月15日付け再回答）

道路台帳写しの証明交付に際していくつか問題点が見受けられたことから、システム出力に向けて対応策を検討している。

市営外灯管理業務は、リースによる一斉LED化及び維持管理（台帳管理・システム化含む。）について業者を交えて協議・検討中である。

措置状況（フォローアップ調査令和4年6月29日付け再々回答）

道路台帳写しのシステム出力については、今のシステムのままだと証明の文字の出力ができないため、システム改修についても含めて検討中。

市営外灯管理業務は、リースによる一斉LED化及び維持管理（台帳管理・システム化含む）について業者を交えて協議しており、一斉LED化の方向で検討している。